

福島県福島警察署告示第1号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）
第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託した
ので、法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示す
る。

令和5年4月1日

福島県福島警察署長 保科 直樹

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

キョウワセキュリオン株式会社

(2) 主たる事務所の所在地

福島市五月町3番18号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

福島県福島警察署の管轄区域

(2) 期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

（交通第一課）